

2016年3月1日発行

第586号(通算)

発行:奇数月1日

会員購読料:1月10円(年間60円)

一般購読は別途送料

# 環境と健康

発行者

一般財団法人 ~みんなの生命(いのち)をまもりたい~  
**広島県環境保健協会**  
佐藤 均  
広島市中区広瀬北町9番1号  
郵便番号 730-8631  
電話 082-293-1511番  
振替口座01380-2-27511  
URL <http://www.kanhokyo.or.jp/>

広島県がん対策推進条例の受動喫煙防止規定が平成28年4月1日から施行されます。屋内(不特定又は多数の者が出入りする室内等)における防止対策として、3つの施設区分に応じた対策を施設管理者に義務づけています。特に受動喫煙を防止すべき施設の官公署・学校・医療施設等を第1種施設と規定し禁煙又は喫煙所による分煙を、高齢者施設・大規模小売店舗・金融機関等を第2種施設と規定し第1種施設の内容に加えその他の分煙を、飲食店・物品販売店舗・理容所等を第3種施設と規定し店舗入口に禁煙・分煙(分煙の内容)・喫煙のいずれかの状況の表示を行うことを義務づけています。

## ○建物内など

公共施設などでは

禁煙や分煙を義務化

飲食店などでは

喫煙や分煙などの状況の表示を義務化



## ○屋外

学校

児童福祉施設

遊具のある公園

横断歩道

停留所

と

その付近の7m以内の公道では  
喫煙しないことを努力義務化

や喫煙者の受動喫煙防歯に対する理解をいたさ、対策に取り組む必要があります。引き続き、業界団体や関係団体などと連携を図りながら、普及啓発や表示の徹底を図るため、ご協力をお願いします。(※表示にあたっては、県作成のステッカー以外による表示も可。表示方法、デザイン又はサイズについて特段の定めなし)。

また、屋外における防歯対策として、子どもの受動喫煙防止に配慮すべき施設として、学校・遊具のある公園・停留所

横断歩道等を第4種施設と規定し、その施設及びその施設付近のアム以内の公道において、利用者は喫煙しないことを努力義務としています(施設管理者が子どもの受動喫煙防止に配慮した



県作成のステッカーの一例

まちのお店に分煙・禁煙などの表示義務化  
規定施設付近7m以内の公道で喫煙もダメ

受動喫煙防止対策がいよいよスタート

環境啓発ポスター・標語コンクール事業事後フォロー活動

## 広島県の情報提供ページ

広島県 なくそう受動喫煙 検索

広島がんネット(広島県のがん情報サポートサイト) 検索

## 17団体が事後フォロー活動で入選作品を活用

この事業では、コンクールに応募された作品を広く地域で活用し、環境啓発や公衛協活動のPRにつなげるため、「事後フォロー活動」の経費助成を行っています。今年度は23団体のうち17団体の申請がありました。

祭りやイベントでの作品展示に用いるチラシ・ポスター、展示パネルの作成、表彰式の開催にかかる会場使用料や、環境意識の啓発用に配布する広報物、グッズの作成、資料購入などにかかる費用の一部として、活用されています。事務用封筒の一部に作品を印刷したり、作品集や号外による入選作品紹介もお勧めです。

### 事後フォローの事例

参加賞	文具(作品を印刷したシャープペンシル、クリアフォルダやエコハンカチなど) 【過去の参加賞の事例】蛍光ペン、ボールペン、えんぴつ、色えんぴつ、スケッチブック、学習ノート、文具セット、LEDライト、モバイルソーラーライト、ハンディーライト、エコスponsi、しりべん(トレイlettベバー)、ウェットティッシュなど
表彰式	・イベント等で大々的に表彰式を行う ・各学校へ赴いて表彰状を手渡すもしくは学校に配布を依頼する
表彰状	環保協のポスター・標語コンクール入選作品とは別に、独自にコントest、賞を設けて表彰を行う
副賞(記念品)	図書カード【過去の副賞では、商品券、水筒など】
展示	庁舎、公共施設での展示、イベント会場での展示のほか、地域の公民館等を巡回して展示を行う
広報掲載作品利用	・公衛協だより、市町広報紙、その他の広報物への掲載のほか号外、チラシ等を作成して作品を紹介する ・記念品、啓発グッズ(文具等)への作品印刷、カレンダー等への作品掲載 ・事務用封筒、配布物等への作品印刷、作品をシール化して貼付利用 ・展示用に作品のパネル化、ラミネート加工 ・啓発用看板(ごみ集積所への掲示)、幟の作成(活動PR用のぼり)

県においては、市町や保健所をはじめ、生活衛生同業組合連合会や商工会連合会等の業界団体を通じてスタートする受動喫煙防止対策の普及啓発を行うとともに、特に受動喫煙の機会が多い飲食店へ、表示用のステッカーを直接送付し表示をお願いしています。飲食店等の施設管理者をはじめ、お店の利用者

自分と家族のために  
年1回は健康診断を!

季節は春。春は、気温の変化が激しく、自然のエネルギーが高まる季節です。また、入学、入社、心機一転して何かを始めるなど、明るく活動的な気持ちになる時期でもあります。卒業、独立立ちによる別れなど、春愁といふ言葉があるよう気分がふさぎがちになる物憂い時期でもあります。そして、自然と人生の変わり目を同時に迎えることが多いためか、気付かないうちに心や身体に負担がかかり、心身のバランスを崩しやすい時季と言わています。この時季を健康で快適に過ごすには、日々の健康管理が重要です。最も望ましいのは病気にならないことですが、症状を少しでも軽減するためには、早期発見・早期治療の取組や、適切な食事・運動・休養など日々の心がけが肝要です。健康への関心の高まりなどからか、本県の特定健康診査の受診率は

保持増進に努めてください。健康づくりにおいては、一人ひとりの主体的な取り組も大切ですが、それを支える家庭や職場などの周囲の理解や協力も重要です。どうか「春」の恵みを心と身体で多くの人と「食」などを通じて楽しみながら、健康で快適な生活を送ってください。

田中 和則  
(広島県健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課長)



一般財団法人 ~みんなの生命(いのち)をまもりたい~  
**広島県環境保健協会**

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号(広島県公衆衛生会館)

TEL:082(293)1511 [大代表] FAX:082(293)1520

かんほきょう 検索

基本理念

~みんなの生命(いのち)をまもりたい~

私たちは、健康づくりと住みよい環境づくりに取り組み、地域社会の発展に貢献します。

